

第45回春日井まつりフード・ショッピングエリア実施要領

1 目 的

市民相互の融和を図る春日井まつりの趣旨に基づき、春日井市内の商店及び商業関係団体が、市民を始めとするまつり来場者に日頃の感謝を込めて対面で販売することで、消費者とのふれあいを深める場とする。

2 出店日時

令和3年10月16日（土）・17日（日）午前10時から午後4時まで（時間厳守）

※今年度は宵まつりを行いません。また、新型コロナウイルス感染症の今後の状況によっては、まつりを規模縮小若しくは中止する可能性があります。

3 出店会場及び特徴（今年度は市役所と落合公園の2会場制、「14 図面」参照）

- (1) 市役所① … 春日井市役所庁舎南広場。 テント○ 移動販売車×
- (2) 市役所② … 春日井市役所庁舎北駐車場。 テント○ 移動販売車○
- (3) 落合公園① … 落合公園駐車場。 テント○ 移動販売車○
- (4) 落合公園② … 落合公園グラウンド。 テント× 移動販売車○

※新型コロナウイルス感染症対策のため、各エリアに入場できる人数に制限を設けます。

4 出店資格及び条件

- (1) 市内に固定した事業所又は店舗（仮設テント・プレハブは不可）を有し、常時営業活動をしている事業者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 春日井商工会議所の会員
 - イ 春日井市内の商店街・発展会に加盟の事業者
 - ウ 一般社団法人春日井市観光コンベンション協会の会員
- (3) 上記(1)、(2)の規定にかかわらず、春日井まつり実行委員会ショッピング部会（以下「ショッピング部会」という。）が必要と認める事業者。

- (4) 出店責任者本人がまつり当日に参加し、1小間につき1人、食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持った者が常駐すること。

※出店責任者は市内に固定した事業所又は店舗の経営者、社員、従業員に限る。

- (5) 調理及び製造する食品を販売する場合は、食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持つ者の管理のもと調理をすること。

※食品衛生責任者又は調理師免許の資格を持つ者は、出店責任者の事業所又は店舗の経営者、社員、従業員に限る。

※後日、食品衛生責任者の修了証又は調理師の免許証のコピーを提出すること。

- (6) 出店責任者本人が8月18日(水)午後3時から行われる出店責任者説明会に出席すること。(新型コロナウイルス感染症の状況によっては、説明会の開催日、方法を変更する場合がございます。)

※説明会当日、出店責任者本人であることを確認するため、身分証明書及び市内に固定した店舗の経営者・社員・従業員であることがわかるもの(名刺など)を提示していただきます。

5 小間内容

- (1) 小間数 計67小間程度
 ※市役所①…28小間程度、市役所②…16小間程度。
 落合公園①…17小間程度、落合公園②…6小間程度。
- (2) 大きさ [間口] 1.5間(約2.7m) × [奥行き] 2間(約3.6m)
- (3) 設備 テント1張(机は各自で用意すること)、店舗看板、三方幕、照明、コンセント(希望店舗のみ、1個につき最大2kwまで)、間口用飛沫防止シート
 ※電子レンジ、ホットプレート等の消費電力の大きいものは使用を禁止
- (4) 小間割 会場の店舗位置は、ショッピング部会において正式決定する。

6 販売品目

- (1) 出品物は出店者が日常取り扱っている商品とする。
- (2) 調理及び製造する食品の販売品目は、愛知県が定める「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関わる取扱要領」に記載の別表2に示すもの、または別表3の要件を満たすもののうち、次の品目を除いたものとする。

いか焼	トルネードポテト	果実飴
果実チョコ	きゅうり	瓶ラムネ
綿菓子		
酒精飲料(ノンアルコールビールを含む)		
※新型コロナウイルス感染症対策の観点から、酒類の販売は一切禁止とする		
その他主催者が適当でないと認める品目		

- (3) 物品の販売において、次の品目は販売することができない。

たばこ	BB弾等による鉄砲
くじ、ゲーム等による販売。ただし、次の条件を全て満たす場合はこの限りでない。	
ア 春日井まつりにおいて出店実績がある	
イ ショッピング部会の承認を受けている	
その他主催者が適当でないと認める商品及び販売方法	

- (4) 販売品目数は、1小間につき1品目とする。
- (5) 調理済の食品を販売する場合、販売を行う食品は、食品衛生責任者の管理のもと、適切な食品営業許可を持つ施設で製造され、包装・表示がされたものであること。

- (6) フライドポテトの詰め放題等の客が商品に触れる可能性がある販売方法は、禁止とする。
- (7) 申込小間数は最多でテント2小間+移動販売車1台とする。

7 申込方法等

- (1) 別紙「第45回春日井まつりフード・ショッピングエリア出店申込書」に必要事項を記入し、市民活動推進課内、春日井まつり実行委員会事務局まで持参、郵送又はE-mail（申込書をPDF形式に変換して送信するとともに、電話にて送信したことを連絡すること）にて提出。（FAXでの申し込みは、受付しない）
- (2) 申込期限 **令和3年7月30日（金）必着**
※出店者の情報は春日井まつり実行委員会及び（一社）春日井市観光コンベンション協会において共有する。

8 出店者の選考

- (1) 仮決定
出店者の仮決定は、過去の出店回数、販売品目及び販売価格等を考慮し、ショッピング部会で選考した後、選考結果を文書で通知する。
- (2) 本決定
春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に基づく春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、正式に出店を認める。

9 出店料等 ※原則、返金しません。

- (1) 1小間30,000円（出店小間料20,000円、販売促進等にかかる負担金10,000円）
- (2) コンセント使用料は、1個につき3,000円とする。（最大2kwまで）

10 出店等注意事項

- (1) 名義貸しが判明した場合は、直ちに出品許可を取り消す。
- (2) 出店料は出店責任者説明会時に納入すること。
- (3) まつり当日の従事者は、出店届出書に記入した者に限る。また、主催者が発行する「従事者証」を必ず着用すること。
- (4) 調理及び製造する食品を販売する場合
 - ア 食品営業許可等が必要な店舗は、保健所の指示を遵守すること。
 - イ 食品営業許可証の営業区域（営業所の所在地）は、まつり会場（春日井市役所周辺または落合公園）を含む区域であること。
 - ウ 許可申請等に必要の費用は、出店責任者で負担すること。
 - エ 食品営業許可証は、店舗内の見やすい場所に必ず掲示すること。※営業者氏名、営業の種類、営業所の名称、屋号又は商号、営業所の所在地、許可番号、有効期限及び許可条件を記載した標札でも可。

オ 調理をする際は、必ず土間に防災シートを敷き、汚れを防止し、汚損した場合は原状復旧を行うこと。

カ 春日井保健所が定める「露店営業、臨時営業の施設基準」に従い、衛生管理等を徹底すること。

キ 食品を入れるトレイは、発泡トレイをできる限り使用せず、色つきの紙トレイを使用すること。

(5) 高校生以下は従事させないこと。

(6) 火気取り扱い店舗については、必ず消火器を常備し、調理機器と燃料等を遠ざける店舗配置をするとともに、燃料等は固定措置を施すこと。また、消防による立ち入り検査を受けてから点火すること。

(7) 出店者はゴミを全て持ち帰ることとし、従事者全員で場内清掃美化に協力すること。

(8) 食品営業に係る賠償保険に加入すること。※食中毒などの食品安全に係る補償と、テントや看板の倒壊などによる怪我に係る補償がされるものに加入すること。物販の場合でも、後者が補償されるものに加入すること。

(9) 出店届出書等の提出物は定められた期限を厳守すること。

(10) 午前10時から午後4時までの営業時間を厳守すること。

(11) 以下の新型コロナウイルス感染症の対策を講じること。

ア 毎朝、従事者の体調チェックと検温を行い、体調がすぐれない者、37.5℃以上ある者は従事させないこと。また、それを考慮し、人数に余裕を持ったシフトを組むこと。

イ 従事者は必ずマスクの着用をすること（鼻出し、顎出しは禁止）。

ウ 高温調理時等以外は、ポリエチレン手袋を着用すること。なお、定期的に交換するなど適切な取り扱いをすること。

エ 各自で消毒液を用意し、こまめに調理場や手指の消毒を行うこと。

オ 金銭の授受はキャッシュトレイを使用すること。

カ 待ち列の整理は、ソーシャルディスタンスを考慮し、出店者自身で行うこと。

(12) 上記の項目に違反した場合は、今後の出店を禁止する。

11 出品物の搬入出

(1) 搬入は、10月16日(土)、17日(日)の両日とも、午前9時までとする。

※10月15日(金)、午後5時から午後7時までは機材搬入のみ可(食材は不可)

(ただし、搬入品については、出店者の責任において管理すること。)

(2) 搬出は、10月16日(土)、17日(日)の両日とも、午後5時からとする。

12 エチケット委員による監視

(1) 主催者の他にエチケット委員を出店者の中から選任する。

(2) エチケット委員は、出店者が適正に運営しているかチェックする。

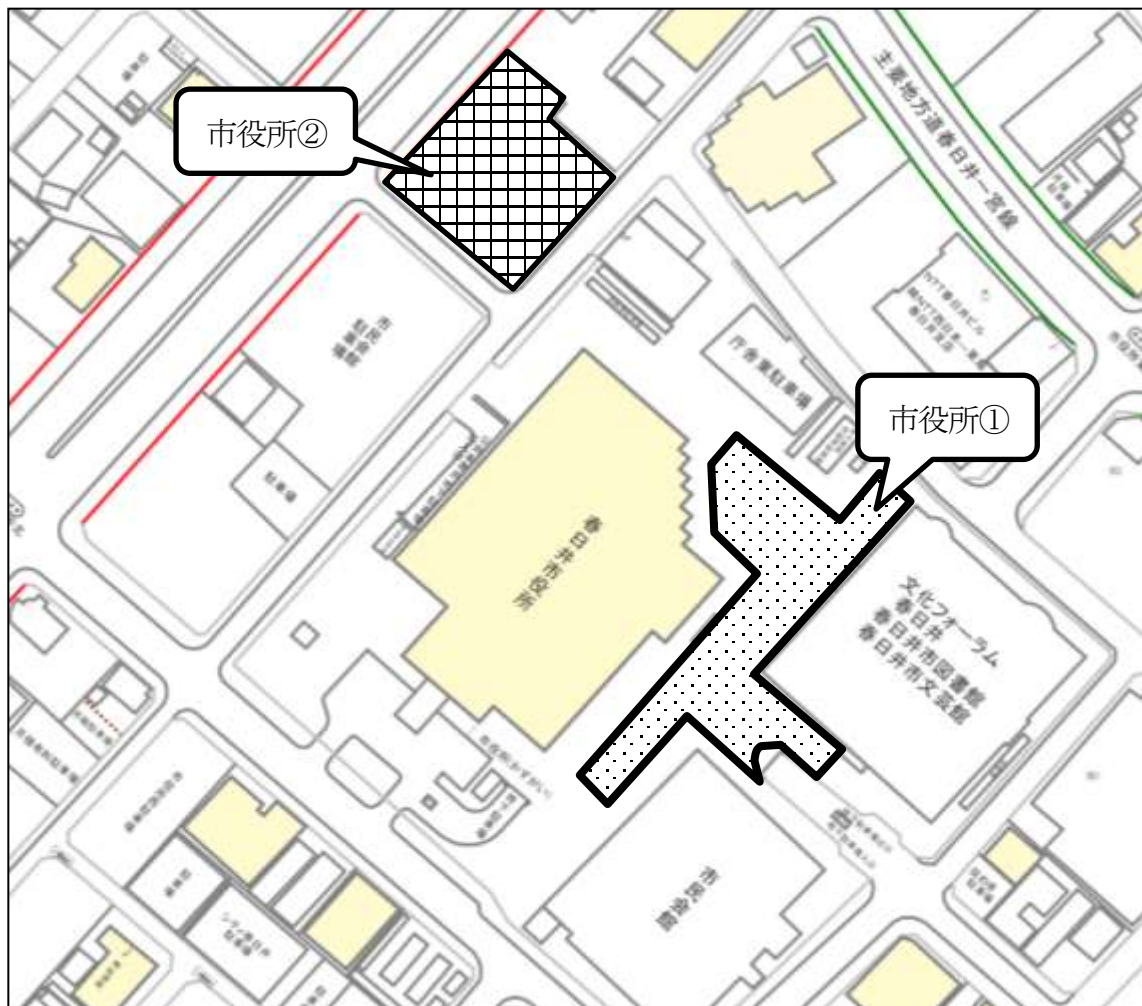
(3) 主催者及びエチケット委員から注意を受けた出店者は、直ちに改善すること。その指示に従わない出店者は、その場で出店許可を取り消す場合がある。

13 スケジュール等について

日程	飲食物を調理・製造して販売する場合	物品の販売
7月30日(金)	出店申込期限	
8月上旬	出店可否通知書送付 過去の出店回数、販売品目及び販売価格を考慮し、主催者で選考した後、出店の仮決定をする。	
8月18日(水)	出店責任者説明会	
8月25日(水)	出店届出書の提出期限 (今回から免許証等の身分証明書のコピーの提出、責任者の押印は不要)	
9月8日(水)	食品衛生責任者の修了証のコピー(調理師免許証でも可)、食品営業許可証のコピー、検便成績書のコピー(調理に携わる者全員分)、の提出期限	調理の場合のみ提出必要
	食品営業に係る賠償責任保険証券のコピー(加入した際の領収書でも可)の提出期限 ※食中毒などの食品安全に係る補償と、テントや看板の倒壊などによる怪我に係る補償がされるものに加入すること。物販の場合でも、後者が補償されるものに加入すること。	全出店者提出必要
10月上旬	出店許可通知書送付 春日井市暴力団排除条例を受け、公共的行催事における露店等の出店届出要綱に基づく春日井市露店等出店審査委員会の審査を経て、正式な出店決定とする。	

14 図面

市役所周辺



落合公園

